

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 1 3 日

関係建設業者団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

建設工事等におけるガス管損傷及び一酸化炭素中毒
事故等の防止について

平素は、京都府の建設交通行政の推進について格別の御配慮をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長等から、下記の事項
について協力依頼がありました。

つきましては、建設工事等における安全性を確保するよう、貴団体におかれ
ましても協力依頼の趣旨を御理解の上、会員の皆様への周知をお願いします。

記

- 1 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について(別添①)
- 2 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化
炭素中毒事故等の防止について(別添②)

担 当	指導検査課建設業係
	TEL:075-414-5222 FAX:075-414-5183

経 済 産 業 省

20250221保局第4号
令和7年2月28日

国土交通省不動産・建設経済局 建設振興課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他の工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガス管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いており、ガス事故の大きな要因の一つとなっています。

最近の事故事例では、建物改修工事に伴う床下ピット内の各種配管撤去において、爆発により作業員1名が死亡し、3名の負傷者が発生する事故（2024年6月）がありました。事故の原因等について特定されるに至っておりませんが、通ガス中のガス管の誤切断があったことが確認されています。また、建物解体工事において、事前にガス事業者と工事開始前の連絡を約束したにも関わらず、連絡無しで解体工事を開始し、重機でガス管（LP供給管）を損傷しガスを漏えいさせた事故（2024年6月）や、下水管敷設工事において、土間コンクリートをカッターで切断する際に誤ってガス管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員2名が負傷する事故（2024年11月）などがありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガス管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガス管を切断した、③ガス管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

1. 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。なお、L P ガスの供給区域であっても埋設配管が設置されていることがあることから、L P ガス事業者への確認を徹底すること。
2. ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業員全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
3. ガス管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
4. 敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部の浅い箇所に存在する場合が多いため、特に注意すること。
5. 建設工事等の際、ガス管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
6. ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者に連絡すること。

(同封資料)

- ・ 参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

問い合わせ先：

経済産業省 産業保安・安全グループ

ガス安全室

03-3501-4032

<bzl-s-hoan-gasanzen@meti.go.jp>

(上記アドレスにご連絡いただければ、パンフレットの電子送付も可能です)

ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかり確認。
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

Point ① 工事前にまず確認！

工事前にガス管位置やガス
が通じていないことを確認。
ガス管付近は特に慎重に手
掘り等で作業する。



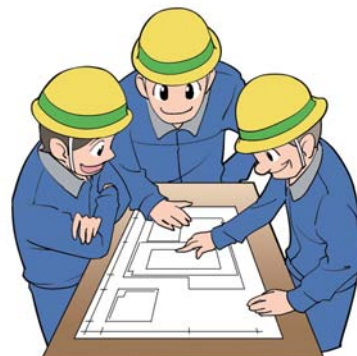
Point ② 不明な場合は ガス事業者へ連絡！

ガス管の位置や深さが不明
な場合やガス管の撤去・移
設工事が必要な場合。
その他、必要に応じてガス
事業者にご相談ください。



Point ③ 情報は全員で共有！

ガス管の位置などの情報は、
図面などで作業員全員で
情報を共有する。



ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



お問い合わせは

敷地内の工事に携わるみなさまへ

敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を！



工事の前に
ガス管の確認、
忘れてませんか？

必ず
確認！





ガスの
あんしん
合い言葉

ちょっと待て! そのすぐ下には ガス管が!?

建物の改築・解体・給排水
工事などをはじめる前に
ガス管の位置確認を!

《工事の前に》

ガス管の位置やガスが通じていないことを
必ず確認してください。

《ガス管近傍で工事を行う場合》

あくまでも慎重に作業を進めてください。

《不明な点は》

ガス事業者にご相談ください。

《ガス臭いと感じた時》

火気や電動工具の使用を避け、
すぐにガス事業者に連絡してください。



敷地内他工事におけるガス管損傷事故を防ぐために、ご協力をお願いします。

ガスパイプ損傷事故
防止のため、

毎日!

工事の安全 チェック

毎日、工事の前にしっかりチェック!

作業員全員で情報共有して、ガスパイプ破損事故を防ぎましょう。

〈チェック項目〉



工事前に必ず確認!

- ☑ 図面などで工事前にガスパイプの位置を確認。
- ☑ ガスパイプのガスが、どこまで通じているか確認。
- ☑ ガスパイプ付近では手掘り作業をするなど、作業のポイントを確認。



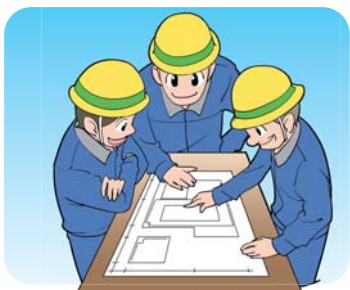
不明な点はガス事業者へ確認!

- ☑ ガスパイプの位置や深さが不明な場合。
 - ☑ ガスパイプの撤去・移設工事が必要な場合。
 - ☑ ガスパイプにガスが通じているか不明な場合。
 - ☑ 協議になかった管が出てきた場合。
- ※その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



工事はあくまでも慎重に!

- ☑ 工事は、ガスパイプの位置や深さを再度確認してから。
- ☑ ガスパイプの近くでは、重機を使用せず、手掘りにて慎重に作業を。



作業員全員で情報共有を!

- ☑ ガスパイプの位置情報や、ガスパイプ近くでの手掘り等作業のポイントを必ず作業員全員で情報共有をお願いします。



ガスの事故がなくなるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガスの安全見直し隊

ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

ガスパイプ調査窓口検索

ガスパイプの位置が不明な場合、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域のガス会社の「ガスパイプ調査窓口」が確認できます。

スマートフォンやパソコンから → **日本ガス協会** 検索
<https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>



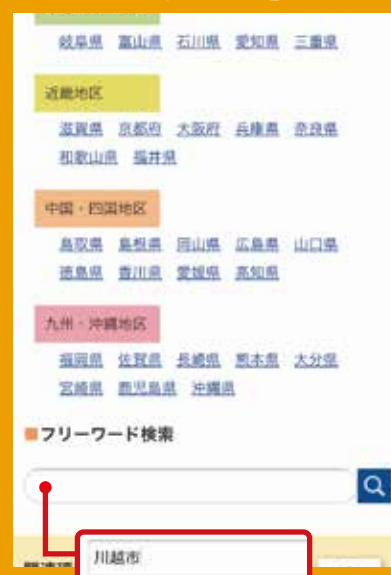
step 1

左上のメニューボタンから「ガスパイプ調査窓口検索」を選びます。



step 2

検索したい都道府県または市名、群名を入力し「検索する」をクリック。



step 3

検索結果一覧からガス会社の連絡先の確認をおこないます。



万一、ガスパイプを
損傷して
しまったら...

- 1 落ち着いて、すぐにガス会社まで連絡する。
- 2 窓やドアを開けて換気をする。(換気扇は使用しない)
- 3 火気や電動工具は使用しない。
※コンクリートカッター・はつり作業、配管切断作業で発生する火花も着火源となります。
- 4 周囲へ周知、状況に応じて避難と避難誘導をする。
- 5 可能な場合はガスの噴出を止める。

ガス漏れ時の緊急連絡先

— 掘削、解体・撤去、増改築・改装工事をされる皆様へ —

ガスパイプ損傷による事故を起こすと、

ケガ・火傷

のほか、

火災・爆発

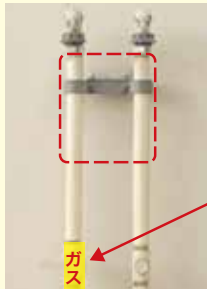
など近隣住民への迷惑、加えて

工事停止 損害賠償 労働災害

に発展し、

会社に損失が生じることになります。

必ずやろう>>> 安全確認基本チェックシート

	掘削 工事をする方へ 道路・敷地内を掘削（はつり・カッター含む）・杭打ち・整地など	解体・撤去 工事をする方へ 建物や構造物を取り壊す	増改築・改装 工事をする方へ 既設建物や設備の改修
工事前確認	道路 ☐ 道路を工事する際はガス会社※へ連絡・協議しましょう 敷地内 ☐ ガス管の図面は持っていますか？ ☐ 工事範囲にガス管がないか確認しましょう ☐ 「ガス管の位置・深さ」はわかりますか？ ☐ 「ガスが通じているか」わかりますか？ ☐ ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう ☐ 不明な点はガス会社※へ確認しましょう ※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照	☐ 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう ☐ ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処理を依頼しましょう ☐ 解体建物に別の建物のガス管が通っていないか確認しましょう（例：解体するA棟の中に、B棟のガス管がある場合など） ☐ ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう ☐ 不明な点はガス会社※へ確認しましょう ※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照	☐ ガス配管の図面は持っていますか？ ☐ 工事範囲にガス管がないか確認しましょう ☐ 「ガス管の位置」はわかりますか？ ☐ 「ガスが通じているか」わかりますか？ ☐ ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう ☐ 不明な点はガス会社※へ確認しましょう ※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照
工事時確認（現場確認）	☐ ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう ☐ 工事場所付近にガス管の標示※がある場合、付近にガス管があるため注意して作業しましょう ☐ 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に手掘りで行いましょう ※【埋設ガス管の標示例】  標示杭  標示ピン  標示シール 注意！ 埋設ガス管にはポリエチレン管が多く使われています 材質がポリエチレンというプラスチックのガス管で、 衝撃が加わると破損してしまいますので、十分ご注意ください。	☐ ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう ☐ 作業対象にガスメーターが設置されている場合、ガス管の切断処理をガス会社へ依頼しましょう  注意！ ガスメーターが撤去済でも ガス配管の切断処理をするまでは 配管にはガスが通じています。  ガスメーター	☐ ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう ☐ これから作業する配管が目的の配管で間違いがないか確認しましょう ☐ はつり・穴あけ・壊し作業付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう 【露出ガス管の標示例】  ガス管標示シール 【ガス管損傷の例】  コンクリート内のガス管を ドリルにより損傷した例
事故事例	下水工事のカッター作業中にガス管を損傷。漏えいしたガスを止めようと、周りのコンクリートをはつった際の火花で着火。作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。 	建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から噴出した水がガス管に入り、周辺の約150戸のガスがストップ。事故を起こした工事会社は多額の損害賠償を請求されました。 	改修工事に伴う排水管工事の際、設備図面の十分な確認をせず排水管と思い込み、ガスが通じているガス管に穴をあけ、電動工具の火花で着火。作業員1名が火傷を負いました。 

経 済 産 業 省

20250221保局第5号
令和7年2月28日

国土交通省不動産・建設経済局 建設振興課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故等の防止について（協力依頼）

ガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、今後10年間を見据えた総合的なガスの保安対策として「ガス安全高度化計画2030」及び「液化石油ガス安全高度化計画2030」を策定し、2030年の死亡事故ゼロに向けて、国、ガス事業者、需要家及び関係事業者等が協働して様々なアクションプランを実行しています。そのアクションプランの一環として、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒事故の防止対策について、塗装工事業者等への周知・啓発をすることとしています。

昨年は関係者のご尽力もあり、住宅塗装工事等における一酸化炭素中毒事故は発生しませんでした。需要家宅における外壁工事において、給湯器の給排気口付近に、ビニールに入った網戸が立てかけられ、給排気口を塞いだことで換気不十分となり、消費者1名が軽症を負う一酸化炭素中毒事故が2025年2月に発生しました。

このように、ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このため、塗装工事業者等に対し、引き続き下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 養生を行う場合には、ガス機器の給気・排気部を塞がないこと。
2. やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
3. 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

（参考資料）

- ・ 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

問い合わせ先：

経済産業省 産業保安・安全グループ

ガス安全室

Tel 03-3501-4032

 「ガス臭い」、「警報器が鳴った」などの
異常を感じたら、
すぐガス事業者へ連絡を！



外壁塗装工事に伴い、ガス機器の異常着火、
ガス臭等が発生した場合は、
直ちにガス機器の使用を停止し、ガス事業者へ連絡を！

お名前

ご住所

ご近所
の目標

その場
の状況

ガスの事故がなくなるよう
皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全
<http://www.meti.go.jp/>

検索

 経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

工事の際に、やむをえず排気筒（煙突）・換気扇・
給排気口・屋外式給湯器をビニール等で覆う場合、
入居者の方にガスの使用禁止を
お願いしてください。

はい、
わかりました

ただ今
塗装工事につき
ガス機器は
使わないでください。



外壁塗装工事・
外壁清掃工事・
増改築工事をされる
工事会社さまへの
お願い。

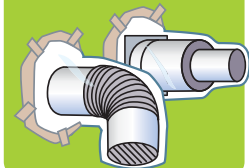


外壁の塗装工事等で、排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・
屋外式ガス給湯器等を**ビニール等で覆う**ときは**入居者の方に**

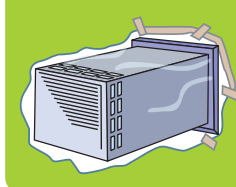
ガスの使用禁止をお願いしてください。

ガス機器、給排気筒等をビニールでお覆ったままガス機器を使用され
ますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、
機器の異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。

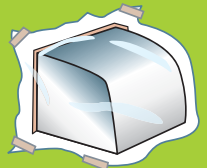
排気筒トップ(FE)または
給排気筒トップ(FF)



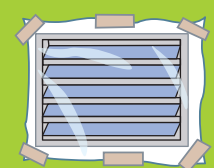
BFがまの給排気トップ



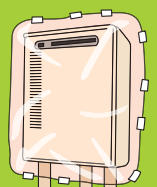
換気扇の
ウェザーカバー



玄関ドアの通気口や
ふろがまの給気口



屋外式給湯器



入居者の方にガスの使用禁止のお願い

はい、
わかりました



ただ今
塗装工事中のため
ガス機器は
使わないでください。

管理人さまにもお打合せを

共同住宅の塗装等で工期が長くなる
場合には、管理人さまとの打合せの
上、ガス機器の使用制限等について
掲示板および回覧板等でお知らせし
てください。



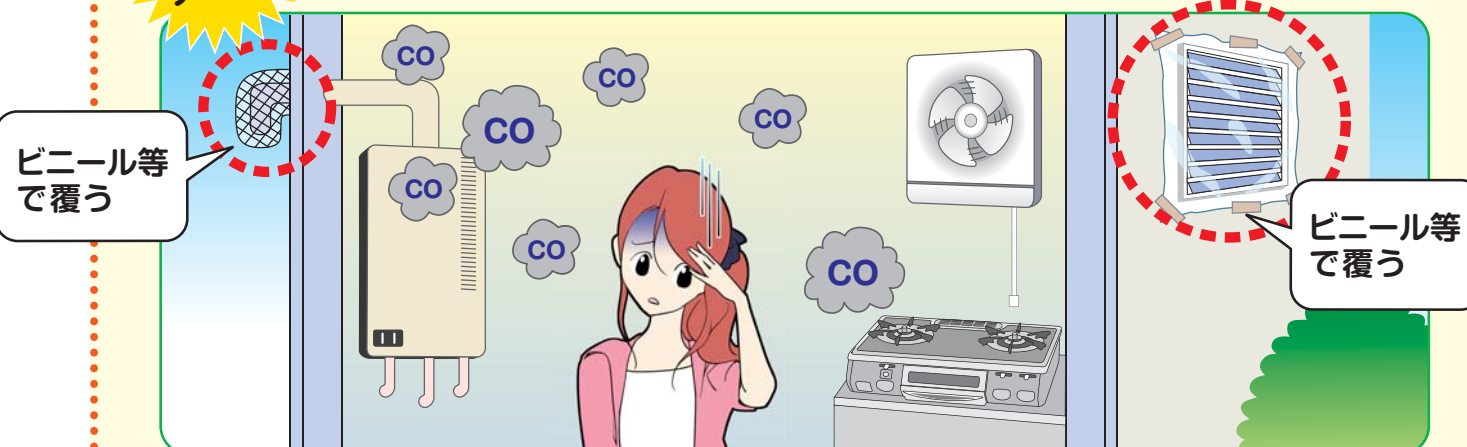
作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。



ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

危険な
ケース1

不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。



危険な
ケース2

ガス機器の故障の
原因になります。

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留
してしまい、連続点火操作により着火すると
ガス機器が爆発・火災に至る場合があります。

